



島根県報

令和8年9月4日（金）

第 7 5 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定納付受託者の住所等の変更	（政策企画監室）	2
生活保護法の規定による医療機関の指定	（地域福祉課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	（ 〃 ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ 〃 ）	3
保安林予定森林	（森林整備課）	3
解除予定保安林	（ 〃 ）	3
都市計画事業変更の認可	（下水道推進課）	3

【公 告】

家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	（畜 産 課）	4
公共測量の終了	（技術管理課）	5

【公安告示】

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲	（警 察 本 部）	6
---	-----------	---

告 示

島根県告示第508号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり令和6年島根県告示第288号で告示した事項の変更の届出があったので、同条第4項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 変更があった事項
指定納付受託者の事務所の所在地
(変更前) 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
(変更後) 東京都港区北青山二丁目14番4号

島根県告示第509号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
あすなろ訪問看護ステーション	出雲市白枝町278-8	令和8年7月1日
訪問看護ステーションあさの葉	出雲市塩冶有原町1丁目55番2 パークハイム芝原南	令和8年8月1日
訪問看護ステーション湖水苑	出雲市湖陵町差海318-1	令和8年8月1日
こまめクリニック	大田市大田町大田口814-3	令和8年6月26日

島根県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	変更前	変更後	
特定非営利活動法人 訪問看護ステーションほほえみ	出雲市平田町911番地5	出雲市平田町7178番地	令和6年11月13日
訪問看護ステーションかわもと	邑智郡川本町大字川本383番地1	邑智郡川本町大字川本376番地4	令和8年5月1日

島根県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
株式会社山藤薬局 井田支店	大田市温泉津町井田口255	令和8年5月29日
こまめクリニック	大田市大田町大田口814-3	令和8年6月25日

島根県告示第512号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町下来島2199-2

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第513号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除予定保安林の所在場所

安来市伯太町草野586-43、586-45、586-46、589-12

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第514号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 施行者の名称

津和野町

2 都市計画事業の種類及び名称

津和野都市計画下水道事業

津和野公共下水道

3 事業施行期間

平成10年12月11日から令和15年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成10年島根県告示第923号、平成17年島根県告示第44号、平成23年島根県告示第207号、平成27年島根県告示第788号、令和2年島根県告示第153号及び令和8年島根県告示第116号の事業地において事業施行期間を変更する。

公

告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定による家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、家畜人工授精師養成講習会規程（昭和62年島根県告示第500号）第3条第2項の規定により公告する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開催場所

出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター

2 開催期間

令和8年10月5日（月）から同月30日（金）までの間（同月13日（火）及び14日（水）並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

3 受講定員

6名

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

体内受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、体内受精卵の処理及び保存、受精卵の移植

(2) 実習

体内受精卵の処理及び保存、受精卵の移植

6 受講資格

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会（講習に係る家畜の種類が牛のものに限る。）の課程を修了してその修業試験に合格した者

7 受講者の調整

- (1) 受講資格を有し、受講を希望する者は、令和8年9月8日（火）までに住所地を管轄する家畜保健衛生所にその旨を申し出ること。
- (2) 受講希望者の数が受講定員を超えたとき等は、次の事項を勘案して受講者の調整を行う場合がある。
 - ア 家畜人工授精の実務経験の豊富な者で家畜体内受精卵移植の業務を的確に実施するのに必要な知識及び技能を修得することができると思われるものであること。
 - イ 家畜人工授精師の免許取得後、家畜体内受精卵移植の業務に従事しようとする者で地域の家畜改良増殖の発展に資すると認められるものであること。
- (3) 家畜保健衛生所から受講できる旨の連絡を受けた者は、8の受講手続をとること。

8 受講手続

(1) 申込方法

しまね電子申請サービスにより、又は住所地を管轄する家畜保健衛生所に(2)に掲げる提出書類を郵送し、若しくは持参することにより申し込むこと。

(2) 提出書類

ア 家畜人工授精師養成講習会受講願書

イ 家畜人工授精に関する講習会に係る修業試験合格証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し

(3) 受講手数料

48,000円

(4) 受講手数料の納付方法等

次のいずれかの方法で納付すること。なお、受講決定後の受講手数料は、返還しない。

ア しまね電子申請サービスによるオンライン納付

イ 納入通知書による納付

(5) 提出期限

令和8年9月18日（金）17時（郵送の場合は、同日17時までに必着のこと。）

9 受講者の決定

書面により願書提出者に通知する。

10 その他

- (1) 受講についての問合せは、農林水産部畜産課（0852-22-5137）又は住所地を管轄する家畜保健衛生所に行うこと。
- (2) 開催場所又は開催期間は、やむを得ない事由が生じたときには、変更する場合がある。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和8年7月21日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年9月4日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量及びUAVレーザ測量）

2 作業期間

令和8年3月25日から同年7月21日まで

3 作業地域

益田市須子町地内

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第18号

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲について、次のとおり定め、令和8年9月4日から施行し、同年7月28日から適用する。

令和8年9月4日

島根県公安委員会委員長 原 田 由 美

1 災害の名称

条例第6条第2項の著しく激甚な災害は、令和8年熊本地震による災害とする。

2 手数料の免除対象者

条例第6条第2項の公安委員会が手数料を免除することが適当であると認める者は、令和8年熊本地震に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者であって島根県内に避難し、又は住居を移転したものとする。